

風しん追加的対策（風しん抗体検査及び定期予防接種）

国は、予防接種法施行令を本年2月1日に一部改正し、流行が続く風疹に関する3年間の追加的対策として、これまでの制度の変遷上風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった現在39歳から56歳までの男性に対してのワクチン接種を定期接種とした。本市においても国の方針に従い、4月から実施する。

1 国の風しん追加的対策の概要

（1）法施行（改正）日

平成31年（2019年）2月1日

（2）対象者

昭和37年（1962年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日生まれの男性（以下、「対象世代」と言う。）

（3）追加的対策のポイント

対象世代に対し

- ア 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間全国で原則無料で定期接種を実施
- イ ワクチンの効率的な活用のため、まず抗体検査を受検
国の補正予算等により全国原則無料で実施
- ウ 事業所健診等での抗体検査の同時受検や夜間・休日の抗体検査・予防接種の実施に向け、体制整備を図る

（4）実施期間

平成31年（2019年）～令和4年（2022年）3月末の3年間

（5）居住地以外でも抗体検査や予防接種が受けられるよう実施体制を整備

2 本市での実施方法（実施主体 市町村） ～国の方針に基づき実施する

（1）3か年計画で段階的に実施

（2）開始当初である平成31年度（2019年度）は、昭和47年（1972年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日生まれの男性に対し受診券（クーポン券）を送付

* 来年度以降にクーポン券を発行する対象者については、事業の進捗等をみて国から通知がある予定。

- (3) クーポン券を医療機関等へ持参し、抗体検査を受検
- (4) 抗体検査を受けた結果、十分な抗体がない方に風しんの定期接種を実施
- (5) 対象世代で初年度のクーポン券の送付対象から外れる方も希望すればクーポン券を発行し、抗体検査の受検が可能

3 対象者等見込み数

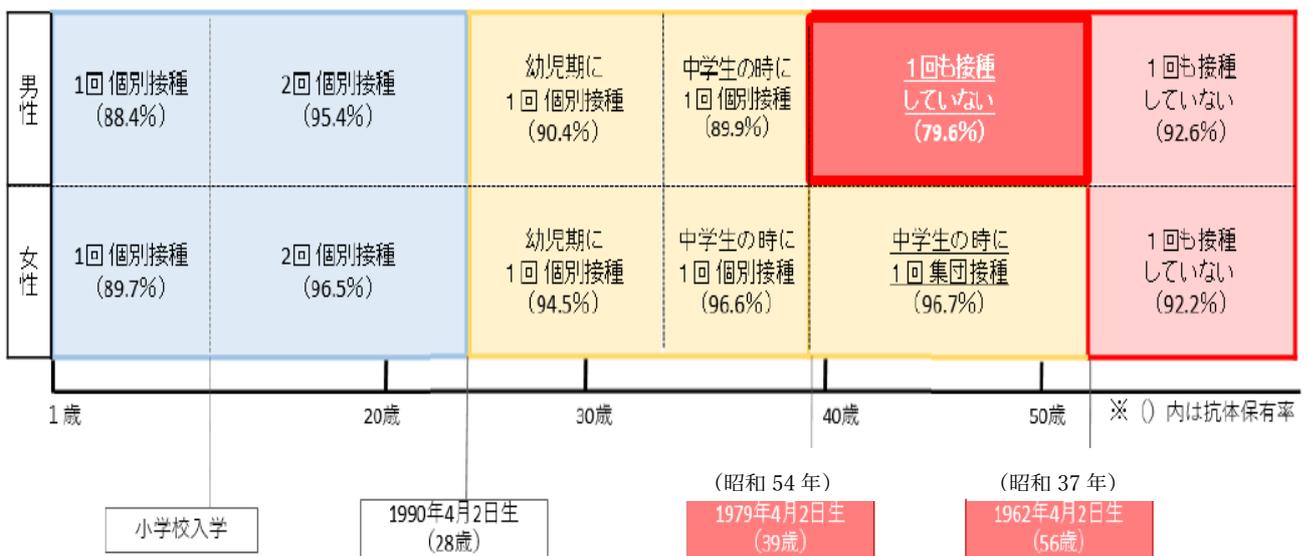
平成 31 年度（2019 年度） 抗体検査受検見込み数 3,519 人
 定期接種見込み数 876 人

4 その他現在実施している風しん対策（平成 31 年度も継続）

- (1) 抗体検査（都道府県、保健所設置市、特別区事業 国 1 / 2 の補助あり）
 - ア 対象：妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊婦の配偶者
 - イ 実施方法：府内の医療機関での実施に向け準備中（平成 30 年度は、吹田保健所で実施）
 - ウ 費用：無料
- (2) 予防接種（風しん予防接種促進事業：市事業 府 1 / 2 補助あり）
 - ア 対象：妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊婦の配偶者で抗体検査の結果十分な抗体を有しないと判断された方
 - イ 実施方法：任意接種
 - ウ 費用：予防接種に係る費用の一部を助成。助成額を超える費用は自己負担

【参考】 風しんの予防接種制度の変遷と各年代ごとの抗体保有率

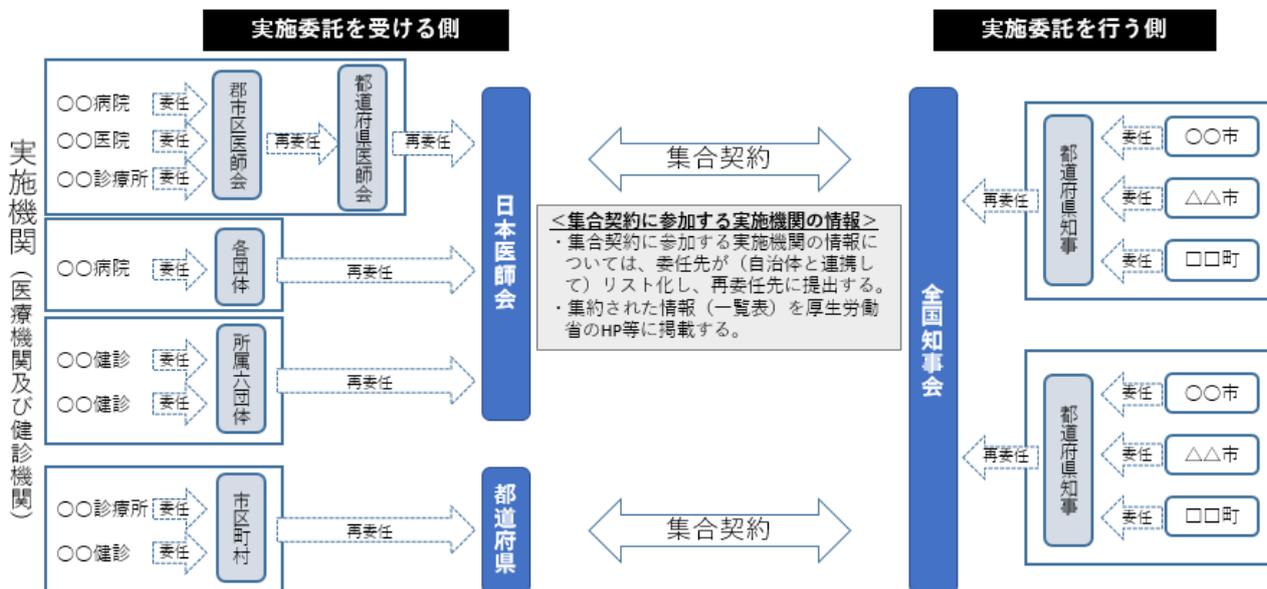
厚生労働省作成手引き（第一版）より抜粋



※2019年2月時点

抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約イメージ

- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、市区町村は都道府県に委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、実施機関はそれぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市区町村に委任し、市区町村は都道府県に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会（及び都道府県）がそれぞれ集合契約を行う。



居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備

以下のスキームを導入することにより、居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備する。

- ① 集合契約により、全国の市区町村が全国の実施機関に対し、抗体検査/予防接種の実施を委託する契約を締結。
- ② 抗体検査/予防接種の費用請求・支払については、国保連・国保中央会が代行することにより、実施機関、全国の市区町村の事務負担を軽減。

新たに導入するスキームのイメージ

